

SwanTV 加入契約約款[宿毛市・四万十市具同エリア]

西南地域ネットワーク株式会社（以下『SwanTV』という。）が行うサービスの提供を受ける者（以下『加入者』という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

（SwanTVの提供するサービス）

第1条 SwanTVは、業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

- （1） SwanTVにより受信可能な地上波デジタルテレビジョン放送の同時再送信並びにテレビジョン自主放送サービス（以下、「ライトプラン」という。）ただし、SwanTVが地上波デジタルの難視聴エリアと認めた場合に限りません。
- （2） ライトプランの番組配信に加え、STB（ケーブルテレビ視聴のための専用チューナー）を設置することでSwanTVが指定するBS並びにCSのデジタル放送を視聴できるサービス（以下、「スタンダードプラン」という。）
- （3） インターネットサービス
- （4） 各種情報を提供するサービス
- （5） 上記事業に附帯して行うサービス

（契約の対象並びに成立）

第2条 加入契約は各世帯個別の加入申込者が加入申込書を提出し、SwanTVがこれを承諾した時に成立するものとする。

- 2 加入申込みは、一世帯または一事業所単位とする。
- 3 一世帯または一事業所で二以上の引き込みを行う場合は、別世帯として取り扱うものとする。

（契約の申込みの撤回等）

第3条 加入申込者は、加入申し込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回または当該加入契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による加入契約申込みの撤回等は、同項の書面を発した時にその効力を生じます。

（契約の有効期限）

第4条 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにSwanTV、加入者のいずれからもSwanTV所定の様式による文書により何等かの意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

(施設の設置及び費用の負担等)

第5条 SwanTVは、本施設のうち放送センターから加入者の最寄りのクロージャーまたはタップオフまでの施設の設置に要する費用を負担します。

- 2 加入者は、最寄りのクロージャーまたはタップオフからONUまたは保安器までの引込みに要する費用及び宅内工事について、別表に定める費用を負担するものとします。ただし、1年未満のご使用の場合には、引込工事費実費を申し受けます。

(端末機の貸与)

第6条 SwanTVは、加入者に提供するサービスに応じて端末機(ケーブルモデム・保安器・ONU・CASカード・リモコン)を貸与し、その使用料は、月額利用料金に含むものとします。

また、STBも貸与することができますが、所定の月額料金をいただきます。なお、貸与STBの対象は、本体のみとします。

- 2 解約時には加入者は貸与された端末機を返還するものとします。

(月額利用料金)

第7条 加入者は、別表に定める月額利用料金をSwanTVに支払うものとします。

- 2 経済環境等の変動に伴い、前項の月額利用料金を改定することがあります。
- 3 SwanTVが設定した月額利用料金の中にはNHKのテレビ受信料(衛星放送受信料も含む)は含まれておりません。従って、NHKと受信契約を締結していない加入者は、別途NHKと所定の受信契約を結んでいただくこととなります。

(月額利用料金等の支払い方法)

第8条 加入者は、月単位でSwanTVに支払う月額利用料金について、当月分を翌月20日までにSwanTVが指定する方法により支払うものとします。ただし、契約当月の料金は、サービスの提供を受けた日の属する翌月から発生することとします。

- 2 加入者は、工事費及びその他の条項に定めた費用等については、別途SwanTVが指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

(遅延利息)

第9条 加入者が料金の支払いを支払期日より遅延した場合には、加入者は、支払期日の翌日から支払う日までの日数に応じて、年(365日当たり)法定利息の割合で計算した遅延金をSwanTVに支払うものとします。

(一時停止)

第10条 加入者は、SwanTVの提供サービスの一時停止またはその再開を希望する場合には、SwanTVにその旨を文書により申し出るものとします。SwanTVは、利用停止・再開に係る工事費を申し受けます。利用料金としては、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する前月までの料金は第7条の規定にかかわらず無料とします。

2 前項の一時停止期間は最長1年とします。

(設置場所の無償使用)

第11条 SwanTVは、施設を設置するために必要最小限において加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋構築物等を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、加入契約の締結にあたり、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

(SwanTVの保守責任および免責事項)

第12条 SwanTVは、SwanTV施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は、維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2 SwanTVは、加入者からSwanTVの施設に異常がある旨、申出があった場合は、これを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、ONUまたは保安器以降の宅内配線並びに加入者側の故意または過失による第6条の貸与端末機や買取STBの故障の場合、修復並びに再発行に要する費用は加入者負担とします。

3 SwanTVの保安責任範囲は、施設の性格上、放送センターからONUまたは保安器までとし、その施設に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用はSwanTVの負担とします。

4 加入者は、SwanTV又はSwanTVの指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物の出入りについて便宜を図るものとします。

5 加入者の故意または過失により、SwanTVの施設に故障が生じた場合にはその施設の修復に要する費用を加入者が負担するものとします。

6 SwanTVは、天災、事変その他のSwanTVの責めに帰することのできない事由によるサービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

(設置場所の変更等)

第13条 加入者は、次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更にあつては費用は加入者が負担するものとします。

- (1) 変更先が同一敷地内の場合
- (2) 変更先がSwanTVの業務区域内でかつ最寄りの分岐器に余裕がある場合

(名義変更)

第14条 SwanTVは、家族の場合のみ、加入者の異動を認めるものとし、新加入者はSwanTVの確認を得て、旧加入者の名義を変更するものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第15条 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、SwanTVに申し出るものとします。申出があつた場合、SwanTVは速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

- 2 前項のほか、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、加入者はSwanTVに申し出るものとします。

(放送内容の変更、無断使用の禁止)

第16条 SwanTVは、提供サービスの業務内容や配信番組を変更することがあります。なお、変更によって生じた損害の賠償には応じません。

- 2 加入者が、記録媒体・配線等によりSwanTVのサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

(加入者の禁止事項)

第17条 加入者は、SwanTVのサービスを未契約者に配信して視聴させたり、加入契約外の受信機に接続して視聴してはならないものとします。

(加入契約の解約)

第18条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に文書によりSwanTVにその旨を申し出るものとします。

- 2 解約の場合、SwanTVは、加入時に受領した加入契約料の払戻しはいたしません。
- 3 解約の場合、加入者は、第7条の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとします。日割り計算はいたしません。ただし、前納している場合は、解約月の翌月以降の分を払い戻します。

- 4 第1項の解約の場合、SwanTVは、SwanTVの施設を撤去します。加入者所有のアンテナ等を契約前の状態に戻すのは、お客さま自身で行っていただきます。
- 5 SwanTV施設の撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合があったとしても、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。

(加入者の義務違反による停止)

第19条 SwanTVは、加入者が月額利用料金の支払い遅延等、本約款に違反する行為があった場合は、サービスの提供を停止するか、あるいは加入契約を解除することができるものとします。

(定めなき事項)

第20条 この契約約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、SwanTV、加入者及び加入申込者はお互いに信義誠実の原則にたつて、円満に解決にあたるものとします。

(加入者個人情報の取り扱い)

第21条 SwanTVは、保有する加入者個人情報について、個人情報の保護に関する法律（個人情報の保護に関する基本方針および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針）に基づくほか、SwanTVがこの指針に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という。）及びこの約款の規定に基づいて適正に取扱います。

- 2 SwanTVの宣言書は、ホームページ及び文書でSwanTV内の閲覧可能な箇所に設置することにより公表します。
- 3 SwanTVは、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確且つ最新の内容に保つよう努めます。

附 則

(実施期日)

この加入契約約款は、令和5年4月より実施します。

〈別 表〉

【料 金 表】…以下、消費税(10%)が含まれています。

◆初期費用(ケーブルテレビ並びにインターネット)

ご加入の際に、下表の工事費をもらい受けます。

引込工事費	宅内工事費(1台の場合)	合 計(1台の場合)
* 16,500円	11,000円～	27,500円～

(注) *標準工事なので、別途費用がかかる場合があります。

*ピカラまたはスワン光のお客さまは、ONUの工事費5,500円のみを申し受けます。

◆月額利用料金…ケーブルテレビの料金には、NHKの受信料は含まれていません。

①ケーブルテレビ「ライトプラン」

1軒毎に	1,100円
------	--------

(注) SwanTVが地上波デジタルの難視聴エリアと認めたお客さまに限ります。

②ケーブルテレビ「スタンダードプラン」

	* STB貸出	STB買取
1台目	3,630円	3,190円
2台目以降	1,650円	1,210円

(注) *ケーブルテレビ視聴のための専用チューナー

③インターネット

(1)光回線での提供…令和5年4月1日から新規加入を停止しています。

接 続 速 度	100Mbps	6,270円
	30Mbps	5,170円
	640Kbps	2,200円

(2)同軸ケーブルでの提供

接 続 速 度	10Mbps	4,400円
	1.5Mbps	3,190円
	640Kbps	2,200円

◆その他

○出動料金 2, 200円/回

○加入者側の故意または過失による次の貸与端末機の故障の場合、実費を申し受けます。

・ケーブルモデム・保安器・ONU・CASカード・リモコン

○提供するサービスの利用停止・再開に係る実費を申し受けます。

○引込線撤去費用等

* 引込線等撤去工事	5, 500円/本
引込線等の再引込工事	16, 500円/本

(注) * ケーブルインターネットの場合は、無料。

○諸手数料

ID再発行または変更手数料	330円/回
BまたはC-CASカード再発行料	2, 090円/枚

○オプション

メールアカウント追加	1アカウント/月	330円
ホームページエリア追加	10MB/月	550円

以 上